2 5 川監公第 1 3 号 平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成25年3月25日付け25川監公第4号で公表した定期監査及び同日付2 5川監公第5号で公表した定期監査(工事監査)の結果の報告に基づき、川崎 市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅原 進

同 宮原春夫

25川総行革第197号 平成25年 9月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 菅原 進 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成25年3月25日付け25川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

1 使用料の減額手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎港では、荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の減額基準に基づき、使用料の減額を行っているが、荷役を実施しない船舶及び着岸時から翌日の午前7時30分までの間に荷役を開始する船舶については、減額の対象外と

している。

係船岸壁使用料に係る減額手続についてみたところ、平成24年度に提出された減免申請書において、減額対象外である荷役開始時刻が記載されていた事例及び荷役開始時刻の記載がなかった事例があったが、いずれに対しても減額を認めていた。減免申請書の記載内容が減額の基準に適合しているかについて、適切に確認を行われたい。

なお、本件については平成21年度の定期監査においても同様の指摘をしており、改善が図られているものの、引き続き審査方法について徹底を図られたい。

「措置内容]

指摘事項については、荷役開始時間の確認をより確実なものとするため、荷役開始時間確定届を新たに作成し、船舶代理店等利用者から提出させ、申請書と確定届を揃えて適正な減額事務処理を行うこととしました。

さらに「荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の減額基準」、「1 日に2回以上着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の免除基準」の申請書について、利用者の混乱と事務煩雑を避けるため一部を改正し、1枚に集約しました。 (港湾局川崎港管理センター港営課)

2 営業所の売上金を適切に取り扱うべきもの

「指摘の要旨】

交通局の営業所における1日の売上金については、営業所で精算が行われた後、 集金業者においても確認の上、公金取扱金融機関へ預け入れられている。その際、 営業所で精算した金額と集金業者が確認した金額に誤差が発生した場合は、集金 業者から誤差報告書が提出される。

当該誤差報告書において大きな誤差が発生しているものをみたところ、その理 由は、営業所の精算機の読取り誤りや集金業者への売上金の受渡し漏れによるも のであった。

売上金は、自動車運送事業の収入の根幹であることから、各営業所において正確な精算や確実な受渡しを行われたい。

[措置内容]

指摘事項のうち、精算機の計数誤りなどの機械的な要因によるものについては、 年2回行っている保守点検の頻度や硬貨種別振り分け機能の見直しについて検 討し、そのための予算措置等について調整を進めています。また、集金業者への 売上金の受渡し漏れなどの人為的な要因によるものについては、集金業者への受 渡し時の複数人での確認による再発防止について全営業所長あて通知し、周知徹 底しました。

今後も、受渡し確認を複数人で行うなど、人為的なミスを起こさない体制づく りに努めます。

(交通局企画管理部経理課、自動車部管理課、井田営業所、鷲ヶ峰営業所)

3 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、 後日、日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適 正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、あらかじめ予算執行伺を作成し決裁を受ける手続を行わないまま委託業務を行わせることのないよう、通知等により、歳出予算執行する際には事前に規則等を確認し、事務手続に誤りのないよう注意を払うとともに、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(経済労働局産業振興部商業観光課、次世代産業推進室、まちづくり局市街地開発部住宅整備課、消防局総務部人事課)

[指摘の要旨]

また、相当長期間(6か月以上)にわたり遡っていたものについては、特に適 正な事務手続を行うよう徹底されたい。

「措置内容]

指摘事項については、通知等により、日付を遡ることのないよう注意を払うと ともに、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業 振興課、労働雇用部、公営事業部業務課、消防局総務部施設装備課、警防部指令 課)

4 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契 約していた事例があった。物品購入等の契約について適正に行われたい。

「措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、原則として契約課契約とするなど、物 品調達に関してルールを設け、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(経済労働局農業振興センター農業技術支援センター、まちづくり局指導部建築 情報課)

5 公有財産の管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

普通財産として管理している市営住宅に関わる土地の一部についてみたところ、 建物等が越境して占有している土地についてその事実を把握しながら対応がなさ れていなかった事例及び自動販売機等が無断で設置されていた事例があった。公 有財産の管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項のうち市有地への越境については、関係する地権者を特定し、当該土 地の売払いに向けて連絡・調整を進めています。

また、市有財産の無断使用については、関係機関と協議し、無断設置物の全ての撤去に向けて、設置者からの協力が得られることを確認しました。

両事例ともに、課題解決に向けて、引き続き関係者及び関係機関と協議・調整 を進め、適正な公有財産の管理に努めます。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

6 光熱水費に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市生活文化会館は複合施設であり、指定管理者が管理を行う公の施設としての生活文化会館(以下「指定管理施設」という。)のほか、使用許可を受けた団体の事務所、中小企業溝口事務所、福祉パルたかつなどで構成されている。

この複合施設の光熱水費に係る事務をみたところ、使用許可に当たり、光熱水費を使用者の負担とすることとしていた団体から光熱水費を徴収していない事例があった。また、これら団体の事務所に加え、中小企業溝口事務所、福祉パルたかつなど、指定管理施設ではないにもかかわらず、その光熱水費を指定管理施設の管理に係る経費として指定管理者が支出を行っていた。

指定管理施設をはじめとした各構成施設の管理の範囲を明確にし、光熱水費に 係る事務を適正に行われたい。

「措置内容]

指摘事項のうち、施設使用団体から光熱水費を徴収していなかった件については、各施設使用団体に対し負担を求めるよう継続して協議を行い、平成26年度から徴収することを確認しました。

また、指定管理施設以外の光熱水費を指定管理者が負担していた件については、 指定管理者による一括払いをルール化するとともに、平成26年度からは、各管 理者の管理の範囲を明確にして、各管理の範囲に係る光熱水費をそれぞれの管理 者が負担するよう改め、光熱水費に係る事務の適正化を図ることとしました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(経済労働局労働雇用部)

7 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨】

本市職員が従事している川崎市消費生活展実行委員会の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、運用基準で定める現金出納簿を作成していなかったため、運用基準に基づき会計業務を適正に行われたい。

「措置内容]

指摘事項については、現金出納簿を作成し、現金出納を記録するように改めました。

今後も、使用の都度、現金出納簿による記録を徹底するとともに、所属長が確認する等、適正な執行に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター)

8 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど 再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手 続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 利用料金の減額を適正に行わせるべきもの

[指摘の要旨]

市が川崎市港湾振興会館会議室を利用した際、減免申請なしに指定管理者が 利用料金の減額を行っていた事例

「措置内容]

指摘事項については、減免申請者に対して書類の提出指示及び減免関係手続 の適正な確認を行うよう、指定管理者に対して文書にて指導しました。

これを受け、指定管理者より、適正な料金徴収事務の執行を行う旨の報告を受けております。

今後も、引き続き適正な指定管理業務の執行に努めます。

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(2) 貸付料の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

電柱の用に供するため貸し付けている普通財産において、貸付料を徴収して いなかった事例

「措置内容]

指摘事項については、相手方へ納入通知書を送付し、後日納入を確認しました。

今後は、貸付料の適正な徴収管理に努めます。

(まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室)

(3) 保険料の会計手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

納付義務者を特定できず未収となっている厚生年金保険料の職員自己負担分 について、会計手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて債務者の調査等を行いましたが、特定には至らず、債務者による時効の援用がないことから、今後施行が予定されている「川崎市債権管理条例案」の動向を踏まえながら、債権放棄等の処理を実施することとします。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(交通局企画管理部労務担当)

(4) 折衝経過の記録を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

北部市場の事業者に対する電気料金等の催告の記録が残されていなかった事 例

[措置内容]

指摘事項については、通知により改めて折衝経過の記録の適正化について関係職員に周知するとともに、滞納債権管理ガイドラインに基づき、折衝後、できるだけ早く記録として残すこととしました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(5) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

時効により消滅していた産業振興会館使用料延滞金について、不納欠損処分 が行われていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項のうち、延滞金の債権管理が不十分であった件については、適時、 滞納者へ催告等を行うとともに、催告等の折衝記録について適切に記録を残す こととしました。

また、延滞金の不納欠損手続については、今年度中に処理する予定です。 (経済労働局産業振興部工業振興課)

(6) 支払期限内に支出すべきもの

「指摘の要旨〕

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の 支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき相手方の 支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、通知により、改めて支払時期が明示されていない場合の支払事務の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な支払事務の執行に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興 課、同商業観光課、同金融課、農業振興センター農地課、公営事業部総務課、 まちづくり局交通政策室、市街地開発部住宅整備課、港湾局港湾振興部庶務課、 同誘致振興課、川崎港管理センター港湾管理課、同港営課、同整備課、同設備 課、交通局企画管理部経理課、消防局総務部庶務課、選挙管理委員会事務局選 举課、監查事務局行政監查課、人事委員会事務局調查課)

(7) 補助金の交付時期について検討すべきもの

「指摘の要旨]

川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、事業完了後に交付していたため補助団体内部での立替えが行われていた事例

[措置内容]

指摘事項については、団体運営に要する経費として、補助団体の健全な財政 運営が可能となるよう、平成24年度及び平成25年度の補助金については、 地方自治法施行令第162条第3号に基づき、概算払により支出を行いました。 今後は、交付対象団体の実情を考慮し、必要に応じて概算払を適用するなど、 適切な時期に支払を行うよう努めます。

(経済労働局地方卸売市場南部市場)

(8) 負担金の支出事務を適時に行うべきもの

「指摘の要旨]

国際港湾交流協力会負担金等について、支払が遅延していた事例

[措置内容]

指摘事項を踏まえ、負担金の支出等の状況を把握するため、課内の負担金・ 会費支出に係るチェックシートを作成し、課内で執行状況の共有を図るととも に、複数人によるチェックを行い、遅延の防止を図りました。

さらに、異動等による担当者変更の際にも支出の遅れが出ないように、支出 予定時期を記載したチェックシートの引継ぎを行います。

(港湾局港湾振興部誘致振興課)

(9) 補助事業実績報告に適正な書類を添付させるべきもの

「指摘の要旨]

公益社団法人川崎港振興協会補助金について、補助事業等実績報告書に添付されていた資料から補助事業の予算執行状況を確認することができなかった事例

「措置内容]

指摘事項については、補助金交付申請書及び補助事業等実績報告書において、 補助金交付申請書に記載の「補助金額算出表」と同じ様式のものを、補助事業 等実績報告書にも記載し、両者を突合させることにより、補助事業の予算執行 状況を適切に把握できるよう変更しました。

(港湾局港湾振興部誘致振興課)

(10) 納品書を適正に保存すべきもの

「指摘の要旨】

購入した物品の納品書を保存していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止の観点から局内全部署に対して通知し、納品 書の適正な保存について周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(経済労働局国際経済推進室、交通局企画管理部経理課)

(11) 委託契約に係る履行を適正に確認すべきもの

[指摘の要旨]

消防局総合庁舎施設管理業務委託契約について、毎月提出することとされて

いる実施済み業務の一覧表が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行に努めるよう通知により注意喚起しま した。その結果、現在は毎月提出されています。

また、受託者と業務完了時における提出書類の内容について詳細に確認し合うなど、委託契約に係る履行を適正に確保するよう関係職員に周知徹底しました。

(消防局総務部施設装備課)

(12) 普通財産の有効利用を検討すべきもの

「指摘の要旨]

大川町産業会館内の市の会議室とされている1室について、ほとんど利用されていなかった事例

[措置内容]

指摘内容については、普通財産の有効活用に向けて、当該会議室を長期の貸付スペースとして、適時、大川町産業振興連絡協議会を通して、同工業団地内の企業・団体等に利用を呼びかけるとともに、空き室の空調設備改修を実施し、受入体制を整えるなど、入居者の誘致活動を展開しています。

今後も、施設の有効活用に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(13) 公有財産の使用承認の手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

使用承認の手続を行わずに区役所の駐車場を使用していた事例

「措置内容]

指摘事項については、公有財産の使用承認の手続を行い、使用承認を受けて 手続を完了しました。

今後は、更新漏れがないよう、課内担当者間の引継ぎ、公有財産所管課との連絡・確認等を徹底し、公有財産の使用承認の手続について一層の適正化に努めます。

(まちづくり局指導部建築情報課)

(14) 利用許可を受けた財産の管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

浮島バスターミナルの敷地内に多数の自転車が放置されていた事例

「措置内容]

浮島バスターミナルは共同運行を行う民営バス事業者と協力して維持管理を 行っておりますが、浮島バスターミナルを使用するバス路線を全て民営バス事 業者に移譲したことから、交通局所管のバス待合所とまちづくり局所管の工作 物について、民営バス事業者への譲渡に向けて調整を行っています。

この財産の譲渡に併せ、民営バス事業者と協力し、不法投棄された自転車等の処分を行うこととします。

(交通局企画管理部経理課)

(15) 行政財産の使用状況等を適切に把握するよう検討すべきもの

「指摘の要旨】

交通局の営業所の職員通勤用駐車場について、管理者がその使用状況等を十 分に把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な財産管理を行う必要がある旨を通知するととも

に、職員の通勤用自動車を営業所構内に駐車する場合には、行政財産の目的外 使用の許可を要することを周知徹底しました。

今後は、行政財産の使用許可手続を徹底し適正な管理に努めます。

(交通局井田営業所、鷲ヶ峰営業所)

(16) 会計帳簿を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

自動車運送事業会計の固定資産台帳について、所在地、所管課等の記載誤り 及び面積、資産内容等の未記載のものがあった事例

「措置内容]

指摘事項のうち固定資産台帳において誤記載となっていたものについては、 固定資産台帳の修正を行いました。

なお、今後の誤手続を防ぐため、増減や建設改良のあった固定資産について リストを作成し伝票と突合するなど、チェック体制の強化を図りました。

また、固定資産台帳に記載されているべき面積、資産内容等が未記載であったものについては、平成25年度中に実施する交通局財務会計システムの改修に併せた固定資産管理システムの移行作業の中で対応していきます。

今後は、適正な管理に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

(17) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

固定資産の除却手続を行っていなかったことにより、当該資産が固定資産台 帳に登載されていた事例

「措置内容]

指摘事項については、備品抹消の手続を行いました。

また、再発防止のため、経理課において固定資産の手続実施状況の確認を行うようにするなど、チェック体制の強化を図りました。

今後は、適正な管理に努めます。

(交通局自動車部管理課、井田営業所)

(18) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘内容については、会計管理者に報告を行うとともに通知により、改めて重要物品の廃棄手続の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

[指摘の要旨]

イ 不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した備品が出納簿に登載されていた事例

「措置内容]

指摘事項については、廃棄処分等の必要な措置を行うとともに、通知により不用処分手続の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、労働雇用部、公営事業部総務 課、中央卸売市場北部市場管理課、地方卸売市場南部市場、まちづくり局指 導部建築情報課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、会計室審査課、交 通局企画管理部庶務課、自動車部運輸課、消防局総務部庶務課、警防部指令課、予防部予防課、川崎消防署、宮前消防署、麻生消防署)

[指摘の要旨]

ウ 所在不明となっていた事例

「措置内容]

指摘事項については、保管換えや廃棄処分等の必要な措置を行うとともに、 通知により備品管理の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、公営事業部総務課、環境 局環境対策部環境対策課、まちづくり局市街地開発部住宅整備課、同住宅建 替推進課)

[指摘の要旨]

エ 備品票が貼付されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品票を貼付するとともに、通知により備品管理の 適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、まちづくり局施設整備部施設計画課、消防 局総務部庶務課、同人事課)

「指摘の要旨]

オ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、使用者の決定等の必要な措置を行うとともに、通知 により備品管理の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局農業振興センター農業振興課、同農業技術支援センター、環境 局地球環境推進室、環境対策部環境対策課、まちづくり局市街地開発部市街 地整備推進課、同住宅整備課、同住宅管理課、小杉駅周辺総合整備推進室、 施設整備部施設計画課、指導部建築情報課、消防局警防部指令課、予防部危 険物課)

「指摘の要旨〕

カ 備品の使用者が変更されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、使用者の変更等の必要な措置を行うとともに、通知 により備品管理の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課、環境局地球環境推進室、まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課、市街地開発部住宅整備課、同住宅建替推進課、小杉駅周辺総合整備推進室、指導部建築情報課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、消防局中原消防署、宮前消防署、麻生消防署)

「指摘の要旨]

キ 備品登録又は保管替え手続が行われていなかった事例

[措置内容]

物品管理システムにおける消防業務用無線機の管理については、無線局免 許状台帳を基準とすることに改め、備品無線機の実態把握を行うとともに、 備品使用票の入力情報に製造番号の情報を含めるなど記載方法の統一を図りました。

(消防局警防部指令課、全消防署)

「指摘の要旨]

ク 物品預り証を徴していなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、物品預り証の提出等の必要な措置を行うとともに、 通知により備品管理の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

[指摘の要旨]

ケ 備品整理簿が統一的に整備されていなかった事例

「措置内容〕

指摘事項については、備品整理簿を統一した様式に改めるとともに、通知 により備品管理の適正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

(19) 消耗品の出納管理事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

ア 切手又は白灯油について、総合財務会計システムによる管理がされていな かった事例

「措置内容〕

指摘事項については、総合財務会計システムの出納簿に登載し、適正な管理体制にて事務執行を行うよう改善しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

[指摘の要旨]

イ 切手、はがき、薬品等について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

なお、環境総合研究所の薬品については、薬品数及び使用実態を考慮し、 適切な管理方法について検討されたい。

「措置内容]

指摘事項については、交付処理方法の改善等を行うとともに、通知により 消耗品の出納管理の適正化について関係職員に周知しました。

また、環境総合研究所の薬品については、特に毒物について、毒物及び劇物取締法上の管理に対応するため、薬品類の管理要領を整備した上で、総合財務会計システムと紙台帳での管理を併用して行うこととしました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、労働雇用部、環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境総合研究所、まちづくり局総務部企画課)

(20) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

現金取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、現金取扱員の任命処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

(21) 時間外勤務手当に係る申請手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

時間外勤務の命令申請の手続を行わずに結果申請の手続のみを行っていた事 例

[措置内容]

指摘事項については、通知により改めて時間外勤務手当に係る申請手続の適 正化について関係職員に周知しました。

今後は、適正な申請手続に努めます。

(経済労働局国際経済推進室、次世代産業推進室)